

一般社団法人日本有機資源協会 役員の報酬等の額に関する規程

第1章 総 則

(目的)

第 1 条 一般社団法人日本有機資源協会定款第 1 3 条及び同第 2 9 条の定めにより役員の報酬等の額に関する規程を定めるものである。

第2章 報 酬

(報酬の種類)

第 2 条 常勤役員の報酬は、俸給及び特別手当とする。

(報酬)

第 3 条 常勤役員の報酬の年額は、次のとおりとする。

専務理事 12,000,000円までを上限とし、理事会において決議する額

(俸給月額)

第 4 条 俸給の月額は俸給の年額を 12 で除して得た額とし、支給日及び支給方法は一般社団法人日本有機資源協会職員給与等規程第 3 条の規定を準用する。

(特別手当)

第 5 条 特別手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下、これらの日を基準日という）に在職する常勤役員に対して支給する。

2 特別手当の支給額は、基準日現在における俸給（年額）を 12 で除して得た額に次の支給割合を乗じて得た額を基準として、予算及び勤務態様を勘案し定めた額とする。

6 月 1 日 100 分の 125

12 月 1 日 100 分の 250

3 当面の間は、前 1 項及び前 2 項の規定にかかわらず、年度の収支状況をみて 3 月 15 日に支給することができるものとする。

(通勤手当)

第 6 条 なお、通勤手当は、一般社団法人日本有機資源協会職員給与等規程第 9 条の規定を準用し、通勤に要する実費を支給する。

2 通勤に要する実費は俸給の支給日に支給する。

第3章 退職手当

(退職手当の支給)

第 7 条 退職手当は、常勤役員が退職し、又は解任されたときはその者に、役員が死亡したときは、その遺族に支給する。ただし、職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められて解任されたときは退職手当を支給しない。

(退職手当の額)

第 8 条 退職手当の額は、常勤役員の在職時の各年度における俸給（年額）を 12 で除した額に 1,000 分の 125 を乗じて得た額に勤続期間の月数を乗じて得た額を合計した額とする。

(勤続期間)

第 9 条 前条の勤続期間は、常勤役員となった日の属する月から、退職し、又は解任され、若しくは死亡した日の属する月までとする。ただし、当該期間のうち次の各号に該当する期間は除くものとする。なお、期間に 1 月未満の端数があるときは、その端数について日割をもってする。

- 1 刑事事件により起訴されたことによる休職期間
- 2 私傷病による休職期間

第 4 章 その他

(役員の費用支払い)

第 10 条 役員及び顧問が、本協会の業務を執行するために出張するときは、本人の申請により、旅費、日当、宿泊費等を支払う。

附則 この規程は、2020年12月1日から適用する。